

「会社法の一部を改正する法律」等の公布

「会社法の一部を改正する法律」（以下「会社法改正法」）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」）が、2019年12月4日に成立、同年12月11日に公布された。これは、2019年2月の法制審議会総会で採択された、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」に基づき立案され、同年10月に国会に提出、同年11月に一部修正の上で衆議院で可決され、同年12月に参議院で可決、成立したものである。



「会社法の一部を改正する法律」は、公布の日である2019年12月11日から起算して1年6ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている（会社法改正法附則第1条本文）。ただし、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店の所在地における登記の廃止に関する改正規定については、公布の日である2019年12月11日から起算して3年6ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日とされている（会社法改正法附則第1条本文ただし書）。

以下、主に「会社法の一部を改正する法律」の概要について解説する。なお、整備法は、会社法改正法の施行に伴い、商業登記法ほか90の関係法律に所要の整備等を行うものである。

ポイント

【株主総会に関する規律の改正】

- 株主総会資料の電子提供制度が新設され、上場会社等に対しては義務付けられることとなった。
- 株主提案権について、提案することができる議案の数の制限が設けられた。

【取締役等に関する規律の改正】

- 上場会社等の取締役会は、取締役会の個人別の報酬等に関する決定方針を定めなければならないこととされた。
- 上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないこととされた。
- 役員等に係る補償契約や保険契約に関する規定が新設された。
- 上場会社等に社外取締役の設置が義務付けられた。

【その他】

- 社債管理補助者の設置を可能とするほか、株式交付制度が新たに設けられた。

1. 株主総会に関する規律の改正

株主総会資料の電子提供制度

株主総会資料(株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類及び事業報告並びに連結計算書類)の電子提供制度が新設され、株主の個別の承諾を得ることなく、株主総会資料を書面によらずインターネットを利用する方法で株主に提供することが可能となる。

(1) 定款の定め

株式会社は、取締役が株主総会を招集するときは、株主総会参考書類等の内容である情報について、電磁的方法により株主が情報の提供を受けられる状態に置く措置(以下「電子提供措置」)をとる旨を定款で定めることができることとされた(会社法第325条の2)。

上場会社等の振替株式を発行する会社については、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならないものとされ、株主総会資料の電子提供制度の利用が義務付けられることになった(社債、株式等の振替に関する法律第159条の2第1項)。

(2) 電子提供措置

(1)による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合(株主総会に出席しない株主に書面による議決権行使や電磁的方法による議決権行使を定めている場合又は取締役会設置会社である場合)には、株主総会の日の3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発送した日のいずれか早い日から株主総会の日後3ヵ月を経過する日までの間、電子提供措置事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならないものとされた(会社法第325条の3第1項)。

(3) 株主総会の招集の通知

(2)による電子提供措置をとる場合の株主総会招集通知の発送期限については、現行法の公開会社における株主総会の招集通知の発送期限と同様に、株主総会の日の2週間前までとされた(会社法第325条の4第1項)。

(4) 書面交付請求

上記(1)による定款の定めのある株式会社の取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会資料を交付し、又は提供することを要しないものとされる(会社法第325条の4第3項)。ただし、この制度においては、インターネットを利用することが困難な株主の利益に配慮する必要があることから、上記(1)による定款の定めのある株式会社の株主に、当該株式会社に対して電子提供措置事項を記載した書面交付請求を認めるものとされた(会社法第325条の5第1項)。

なお、書面交付請求をした株主がある場合、その書面交付請求の日(又は催告期間内に異議を述べた日)から1年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議がある場合には催告期間内に異議を述べるべき旨を催告することができるものとされた(会社法第325条の5第4項)。

(5) 電子提供措置の中断

電子提供措置期間中に、電子提供措置の中断(株主が提供を受けられる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと等)が電子提供措置の効力に影響を及ぼさない場合について定めることとされた(会社法第325条の6)。

株主提案権

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限する規定を新たに設けることとされた。なお、会社法改正案に含まれていた、不当な目的等による議案の提案を制限する規定は、株主の権利保護の観点から衆議院で修正され、削除された。

(1) 株主が提案することができる議案の数の制限

株主提案権が行使される場合に当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、10を超える数に相当することとなる数の議案については、会社法第305条第1項から第3項までの株主提案権の規定を適用しないものとされた(会社法第305条第4項前段)。また、議案の数については、①役員等の選任に関する議案、②役員等の解任に関する議案、③会計監査人を再任しないことに関する議案及び④定款の変更に関する二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合におけるこれらの議案は、それぞれ一議案として数えるものとされた(会社法第305条第4項後段)。

なお、株主提案権が行使される場合に、当該株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときにおける10を超える数に相当する数の議案については、取締役がこれを定めるものとされ、当該株主が議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は当該優先順位に従い定めるものとされた(会社法第305条第5項)。

II. 取締役等に関する規律の改正

取締役等への適切なインセンティブの付与

株式報酬のようないわゆるインセンティブ報酬を取締役に付与する場合における規定の明確化が図られた。

(1) 取締役の報酬等

① 報酬等の決定方針

監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る)であって、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならないもの及び監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められている場合を除き、会社法第361条第1項に規定される取締役の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による同項各号に掲げる事項(報酬等の額、具体的な算定方法、金銭でないものについては具体的な内容)についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定しなければならないものとされた(会社法第361条第7項)。

また、会社法第361条第4項の株主総会における取締役による説明義務の対象に、同条第1項第1号に掲げる事項(報酬等のうち額が確定しているものについては、その額)が含まれたほか、会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項(監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合における、取締役会の決議による重要な業務執行の決定の取締役への委任ができない事項)に、会社法第361条第7項の規定による報酬等の決定方針の決定が追加された(会社法第399条の13第5項第7号)。

② 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

取締役の報酬等のうち金銭でないものについて、次の事項については、定款に定めていない場合には株主総会の決議によって定めるものとされた(会社法第361条第1項)。

- (ア) 報酬等のうち当該株式会社の株式又は当該株式と引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該株式数の上限その他法務省令で定める事項（会社法第361条第1項第3号、第5号イ）
- (イ) 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権又は当該新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項（会社法第361条第1項第4号、第5号ロ）
- (ウ) 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式及び新株予約権を除く）については、その具体的な内容（会社法第361条第1項第6号）

③ 株式報酬等

上場会社は、定款又は株主総会の決議による上記②（ア）に掲げる事項についての定めに従い株式を引き受ける者の募集をする場合、上記②（イ）に掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行する場合は、金銭の払込み又は財産の給付を要しないものとする規定が設けられた（会社法第202条の2第1項第1号）。この場合に株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めるものとされた（会社法第445条第6項）。

(2) 補償契約

役員等が職務執行に関して法令の規定への違反が疑われ、又は責任追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用のうち通常要する費用や、第三者に生じた損害賠償責任を負う場合に、善意無重過失であるときの一定の損失について、その全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（補償契約）を役員等と締結することができるものとする規定が設けられた（会社法第430条の2）。補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会。ただし取締役又は執行役への委任は不可）の決議によらなければならないものとされた（会社法第430条の2第1項）。

(3) 役員等賠償責任保険契約

株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等の職務の執行に関して生ずることのある損害を保険者が填補することを約する、役員等を被保険者とするもの（以下「役員等賠償責任保険契約」）に関する規定を設けることとされた（会社法第430条の3）。役員等賠償責任保険契約の内容の決定は株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会、ただし取締役又は執行役への委任は不可）の決議によらなければならないものとされた（会社法第430条の3第1項）。

社外取締役の活用等

(1) 業務執行の社外取締役への委託

株式会社と取締役との利益が相反する状況にある場合やその他取締役が株式会社の業務執行により株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議。ただし取締役又は執行役への委任は不可）によって、当該株式会社の業務執行を社外取締役に委託できるものとされた（会社法第348条の2第1項）。

また、現行法上、取締役が「当該株式会社の業務を執行した」場合、社外取締役の要件を満たさないこととなるが（会社法第2条第15号イ）、当該委託を受けた行為をしたことは、当該株式会社の業務を執行したことに当たらないものとされた（会社法第348条の2第3項）。

(2) 社外取締役を置くことの義務付け

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ大会社であるものに限る）であつて、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならないものに対し、社外取締役を置くことが義務付けられた（会社法第327条の2）。

III. その他

社債の管理

(1) 社債管理補助者

会社が社債を発行する場合に、社債管理者を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために社債の管理の補助を行うことを委託することができる社債管理補助者制度が新たに設けられるものとされた(会社法第676条、第714条の2～7等)。

(2) 社債権者集会

社債権者集会の決議によってする行為に社債の元利金の減免を加えるものとされ(会社法第706条第1項第1号)、社債権者集会の目的である事項に係る提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合の社債権者集会の決議の省略が定められている(会社法第735条の2第1項)。また、社債管理補助者が社債権者集会を招集できる場合(会社法第717条第3項)についても定められている。

株式交付

株式会社が他の株式会社(会社法上の株式会社に限られ、外国会社は除く)をその子会社とするために、当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付する、株式交付制度が新設された(会社法第2条第32号の2、第774条の2～第774条の11、第816条の2～第816条の10等)。株式交付計画において定めるべき事項(会社法第774条の3)や、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み(会社法第774条の4)等、株式交付の効力の発生等(会社法第774条の11)、株式交付親会社の手続(会社法第816条の2-)や株式交付無効の訴え(会社法第828条第1項第13号)についての定めが設けられた。

株式交付においては、株式交換と異なり、株式交付親会社は、必ずしも株式交付子会社の発行済株式の全てを取得するものではないことから、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式を法律上当然に取得するものとせず、当該株式を有する者から譲り受けるものとしている。

その他

(1) 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が取締役等の責任追及の訴えに係る訴訟における和解をするには、当該株式会社の区分に応じて監査役等の同意を得なければならないものとされた(会社法第849条の2)。

(2) 議決権行使書面の閲覧等

議決権行使書面の閲覧等の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしなくてはならないものとされ(会社法第311条第4項、第5項等)、株式会社が当該請求を拒むことができる場合に関する規律が設けられた。

(3) 会社の登記に関する見直し

① 新株予約権に関する登記

募集新株予約権の無償発行でない場合には、募集新株予約権の払込金額を登記しなければならないものとし、登記申請時点で募集新株予約権の払込金額が確定していないときは当該算定方法を登記しなければならないものとされた(会社法第911条第3項第12号)。

② 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社の支店の所在地における登記に関する規定(会社法第930条から第932条等)が削除された。

(4) 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

欠格条項が数多く存在していることが成年後見制度の利用を躊躇させる要因の1つになっているとの指摘がなされていることから、会社法第331条第1項第2号の取締役の欠格条項の規定が削除された。

成年被後見人が取締役等に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないものとされ(会社法第331条の2第1項、第335条第1項)、被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない旨の規定(会社法第331条の2第2項)が追加された。また、成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとされた(会社法第331条の2第4項)。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.